

東北数学教育学会 会則

- 第1条 (名 称) 本会は、「東北数学教育学会」(以下「本会」と称する)と称する。
- 第2条 (目 的) 本会は、数学教育の基礎的・科学的研究に寄与することを目的とする。
- 第3条 (会 員) 本会は、本会の目的に賛同する下記の者を会員とする。
(1) 教員養成大学・学部の数学科教員
(2) 数学教育に関心をもつ(1)以外の大学、短期大学、および工業高等専門学校の数学科教員
(3) その他、本学会会員2名の推薦により入会を希望する者
(4) 本会に名誉会員をおく。会長は名誉会員の推薦を総会に対して行う。
- 第4条 (事 業) 本会はその目的にしたがって、次の事業を行う。
(1) 総会(年1回)
(2) 研究会開催(年1回以上)
(3) 学会誌発行(研究論文、雑報、書評、その他掲載)、会員に配布
(4) その他、本会の目的達成に必要な書類
- 第5条 (役 員) 本会に、会長と副会長(若干名)、会計、会計監査をおく。
上記役員は、総会において選出し任期は1か年とする。
令和2年3月31日における役員は以下の通りである。
会 長 山崎浩二(岩手大学教授)
副会長 佐藤 学(秋田大学教授)
副会長 森本 明(福島大学教授)
会 計 市川 啓(宮城教育大学准教授)
会計監査 平林真伊(山形大学准教授)
- 第6条 (運 営) 本会は諸問題が発生した場合は、随時会議を開催して審議を行い、その議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。
- 第7条 (会 計) 本会は、各会員の拠出する会費により会計をまかなう。正会員の会費は年額2,000円、学生会員の会費は年額1,000円とする。
本会の、会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 第8条 (会 費) 各会員が、会費を滞納したとき、会費を2年間滞納したとき、会員の資格を喪失する。
- 第9条 (所 在 地) 本会を次の所在地に置く。
(所在地) 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉149
宮城教育大学教育学部 数学教育研究室
- 第10条 (設 立 年 月 日) 本会の設立年月日は、昭和43年10月17日とする。
(付則) 本会則は、昭和43年10月17日より実施する。
(付則) 本改正会則は、昭和49年4月1日より実施する。
(付則) 本改正会則は、昭和52年4月1日より実施する。
(付則) 本改正会則は、昭和53年1月1日より実施する。
(付則) 本改正会則は、平成9年1月1日より実施する。
(付則) 本改正会則は、平成28年4月1日より実施する。
(付則) 本改正会則は、平成29年4月1日より実施する。
(付則) 本改正会則は、平成30年4月1日より実施する。
(付則) 本改正会則は、令和2年4月1日より実施する。